

労働基準監督官の業務

－ 司法警察事務編 －

＜ 司法警察職員とは ＞

労働基準監督官は、司法警察職員として捜査を行います。

刑事訴訟法では、捜査し得る者を司法警察職員、検察官、検察事務官と定めており、司法警察職員は、一般司法警察職員と特別警察職員¹に区別されています。

一般司法警察職員とは警察庁と各都道府県の警察官を指し、特別司法警察職員とは特定の事項について捜査権限をもった一般司法警察職員以外の司法警察職員のことを指しており、労働基準監督官は特別司法警察職員として労働基準関係法令²についての捜査権限を有しています。

＜ 捜査の一例 ＞

賃金不払残業³に関する事案、長時間労働等に起因して脳・心臓疾患⁴を発症させた事案、労働災害の発生に関してその発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告を提出しない、いわゆる「労災かくし」事案、労働基準関係法令の違反を原因として重大な労働災害を発生させた事案など、重大又は悪質な事案については積極的に捜査しています。

労働災害の発生を端緒⁵とした捜査では、一例として以下のような捜査を行っています。

I 実況見分の実施・証拠品の押収

労働災害発生の一報を受けたら、即時に現場に臨場して現場の責任者に現場保存を指示して実況見分を実施します。

実況見分では、機械、器具、人物などの位置関係を中心として現場の状況

¹労働基準監督官のほか麻薬取締官、海上保安官、自衛隊刑務官なども特別司法警察職員として定められています。

²労働基準監督官が捜査権を持つ法律には、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、じん肺法、家内労働法などがあります。

³いわゆるサービス残業のことです。労働基準法では、時間外労働に対して、法定の割増率で計算した割増賃金を支払わなければならないとされていますが、時間外労働に対して割増賃金を支払わないことを賃金不払残業といえます。

⁴長時間にわたる過重労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられており、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いとの医学的知見が得られています。

⁵いとぐち、手がかりという意味です。

を徹底的に把握し、これを実況見分調書という書類にします。また、捜査上、必要と認める場合には現場に残存している証拠品を押収し、さらに、その証拠品につき専門的な知見が必要な場合には専門機関に対し鑑定嘱託を行っています。

II 被疑者・参考人の取調べ

犯罪の捜査を進める上で、被疑者や参考人の取調べは欠かせません。取調官である労働基準監督官が被疑者や参考人を取調べて、供述調書という書類を作成します。そして、被疑者や参考人に、供述調書を閲読又は読み聞かせ⁶をした上、誤りがないことを確認し、被疑者や参考人に署名・押印又は指印をさせて供述調書が完成することになります。

III 捜査報告書の作成

捜査では、供述調書や実況見分調書の作成のほか、捜査報告書というものも作成しています。

経理帳簿の分析が絡む事件や関係者が大多数となる大規模な事件では、証拠品が膨大な数となり、これら証拠品からどのような情報が得られるのかなど、証拠品の分析結果について、上司や検察官に報告することが必要となります。このようなときに、捜査報告書という書類にまとめて報告を行います。また第一次捜査機関としての捜査を遂げて、送致又は送付（IVを参照）をしようとするときも、同様に、上司や検察官が捜査報告書を一読して、事件の内容が判るように、構成要件該当の有無、違法性の有無、有責性の有無、これに加えて、事件の性格・社会的影響、被害の程度、被害弁償の有無、被疑者の反省の有無などを捜査報告書に記載することが必要となってきます。

IV 送致・送付⁷

公訴を提起する権限は検察官にあるので、捜査を遂げた事件については検察官に引き継がなければなりません。このような引き継ぎを刑事訴訟法上では送致又は送付といっています。

在宅事件（逮捕を伴わない事件処理のこと。）であれば、送致又は送付を

⁶ ここでの閲読とは「被疑者や参考人が供述調書を読む」という意味であり、読み聞かせとは「取調官が供述調書を読んで、被疑者や参考人に聞かせる」という意味です。

⁷ 刑事訴訟法上、告訴、告発、自首事件については「送付」という言葉を用い、これ以外の事

もって捜査がおおむね終了することになりますが、身柄事件（逮捕を伴う事件処理のこと。）であれば、検察官の指示の下、被疑者の勾留期間中に被疑者を取調べて自白を得たり、自白を裏付ける重要な証拠品を押収できるか、時間的な制約がある中で捜査を行うこととなります。